

会津若松市介護サービス事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱

令和元年6月13日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知。以下「確認検査指針」という。）に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査方針)

第2条 検査は、厚生労働省が定める確認検査指針を踏まえ実施するものとする。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所等が市内に所在するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に行う検査とする。法第115条の32第2項に基づく届出の内容に関する報告書類の提出を求め、書面検査等を実施する。この場合において、報告等の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合は当該介護サービス事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

(2) 特別検査

指定取消処分相当の事案が発覚した場合に行う検査とする。この場合において当該介護サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

(検査の通知)

第5条 検査の実施にあたっては、検査の日時、場所、検査担当者、根拠法令等を文書により対象となる介護サービス事業者に対し、事前に通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合において、業務管理体制の的確な実態把握のために必要と認める場合は、立入検査時に告知するものとする。

(検査結果の通知等)

第6条 検査の結果については、当該介護サービス事業者に文書により通知するものとする。

2 検査の結果、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、期限を定め文書により改善状況の報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第7条 検査の結果、行政上の措置を行う必要があると認められた場合には、次の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 勧告

法第115条の32第1項に規定する厚生労働省で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、対象事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。この場合において、勧告を受けた対象事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が定められた期限内に、正当な理由なく前号の定めによる勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてその措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、命令したときは、その旨を公表しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。